

開発事業における埋蔵文化財の取扱いについて

開発事業者の皆様へ (民間・私人) 土木工事等を行う前に当該地が埋蔵文化財の包蔵地かどうか、教育委員会生涯学習課へ問い合わせをしてください。Tel 64-1111 内線228

